平成２７年（フ）第４６１号
東京都八王子市館町２サンアベニュー田倉Ａ105、住民票上の住所東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田96―101
破産者　八重澤　望
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２８年（フ）第２２５号
東京都武蔵村山市学園１丁目25番２号
破産者　有限会社ジャスマ
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２８年（フ）第２２６号
東京都武蔵村山市本町１丁目80番地の１ディアライトビル302号
破産者　長岐　奉行
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２８年（フ）第２６５号
東京都八王子市石川町1577番地
破産者　赤羽真之助
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２８年（フ）第２７６号
東京都八王子市大谷町44番地31アド・スペースホームズ301号
破産者　富永　祐輔
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２７年（フ）第７６号
長野県上田市常磐城424番地１
破産者　有限会社美博建設
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部
平成２７年（フ）第４１号
静岡県富士市蓼原956番地ＳＴＪフナムラビル２階
破産者　有限会社トータルビューティーアクトレス
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部
平成２７年（フ）第２１１号
静岡県富士市川成島66番地の１
破産者　ハウジングルーフ株式会社
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部
平成２７年（フ）第３２号
三重県鳥羽市屋内町７番５号
破産者　有限会社コトブキ
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係
平成２７年（フ）第４３号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦4074番地
破産者　ヒロテクノこと　濱口　　泰
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係
平成２７年（フ）第３３５号
岡山県瀬戸内市邑久町尾張52番地６
破産者　明石　勝利
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第６２号
岡山市北区牟佐925番地１ラ・ベルデューラⅢＢ101、旧住所岡山市南区万倍42番地40
破産者　豊島　篤司
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第１０号
山口県宇部市大字西岐波1741番地の11
破産者　有限会社毎日東部
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４７２号
さいたま市南区大字太田窪2746番地５
破産者　田代　一樹
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第３８０４号
大阪市東成区大今里西２丁目18番８―501号
破産者　内田　　良
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第１１１３号
大阪市旭区新森１丁目３番４号
破産者　岩田　一三
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第７６号
福岡県嘉麻市平1416番地７
破産者　染川トキヱ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２７年（フ）第１５２９号
埼玉県上尾市大字原市1021番地６
破産者　佐藤　　努
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第２３３号
埼玉県比企郡吉見町大字高尾新田15番地１
破産者　瀬山　哲也
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２７年（フ）第２７８号
福島県いわき市久之浜町久之浜字柳町16番地の１、破産手続開始時の住所埼玉県羽生市南羽生１丁目３番地３
破産者　平野　恵子
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部